

地域生地域生活支援拠点等整備事業の事業所登録方法について

地域生活支援拠点等整備事業の実施方法は、まず当事業を実施する事業所が運営規定に当事業の機能を担う事業所として規定します。その後、川口市へ登録申請を行い、登録を受けた後に各機能を担い、事業を実施します。

<登録手順>

① 運営規定変更	運営規定の記載内容については、事業所登録フォーム上に記入例がありますので、ご参照ください。
	
② 登録申請	必要書類を添付の上、下記 URL よりフォームを利用し、障害福祉課へ提出してください。※提出書類の各様式（原本）および記入例はフォーム上にあります。 <提出先（計画相談支援/障害児支援事業所用）> https://logoform.jp/form/zRQD/454802 <提出先（短期入所事業所用）> https://logoform.jp/form/zRQD/423032 <提出先（共同生活援助事業所用）> https://logoform.jp/form/zRQD/454794
	
③ 登録	市は申請内容を審査し、適当と認めたものについて当事業を実施する事業所として登録を行い、「川口市地域生活支援拠点事業所登録決定通知書（様式第2号）」によりその旨を通知します。 ※登録事業所について、当該事業所の名称、所在地、連絡先、実施する拠点事業等の市HP等で公表を行います。
	
④ 登録変更等	登録に係る申請事項に変更が生じた場合、速やかに「川口市地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書（様式第3号）」を提出してください。 また、登録を廃止または休止するときは1か月前までに、再開するときは再開日の10日前までに、「川口市地域生活支援拠点等事業所廃止・休止・再開届出書（様式第4号）」を提出してください。
	
⑤ 運用状況の検証	地域のニーズや課題に答えられているか、機能の水準や充足状況は十分であるかについて、川口市自立支援協議会を活用し、運用状況について共有を行います。